

大学の世界展開力強化事業又はグローバル人材育成推進事業への申請にあたっての  
SEND (Student Exchange – Nippon Discovery) 実施に係る留意点

事項	大学の世界展開力強化事業	グローバル人材育成推進事業
SEND の定義	日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習するとともに、現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動を通じて、学生自身の異文化理解を促すことを海外留学の目的の一つとして位置づけ、将来、日本と留学先の国との架け橋となるエキスパート人材の育成を目指す取組。	
対象国・大学	事業の対象国 (Q & A 2-2 参照) 連携大学のうち必ず 1 大学は ASEAN の大学が含まれることが必要。ASEAN の大学に加え、それ以外の国の大学との連携も可。	限定なし。
申請・審査上の違い	申請区分 (Ⅱ) として、SEND プログラムを対象とした申請を受け付ける。審査においては、審査基準に照らし、SEND プログラムとしての構想の優劣を審査のうえ選定。	本事業における構想のうち、「グローバル人材として求められる能力を育成するための大学の特色に応じた取組」の一環として、SEND を含む構想も可能としている。審査においては、SEND 実施の有無に関わらず、審査基準に照らし、構想全体の優劣を審査のうえ選定。(Q & A 3-22 参照)
SEND 実施にあたっての留意点	将来的な ASEAN における SEND 実施に係る拠点形成を見据え、学生派遣に係る準備教育体制や現地での活動サポート体制を十分なものとすることが必要。プログラムの内容については、派遣される学生への学習効果 (現地の言語・文化の学習、現地日本語学習者への日本語指導支援等に必要日本語・日本文化の学習等) が高いことに加え、現地の日本語学習者にとっても有意義な内容となっていることが望ましい。	SEND を含む構想とすることが、大学が設定した人材像及び修得すべき能力に照らし、グローバル人材として求められる能力の育成に貢献するとともに、構想の熟度を向上させるものであることが望まれる。
経費の使途の違い	SEND プログラムの構築、実施に係る大学の経費 (例えば、教員派遣の旅費、現地コーディネーターの雇用 等) に加え、学生の派遣・受入に係る渡航費、宿舍借上の経費にも条件付きで使途可能。	SEND プログラムの構築、実施に係る大学の経費 (例えば、教員派遣の旅費、現地コーディネーターの雇用 等) にのみ使途可能。学生の渡航費や学生のための宿舍借上げ等の費用については対象外。
両事業に申請する場合の留意事項	両事業への申請にあたっては構想の重複は不可。重複する構想が両方採択された場合、いずれも不採択となる場合があります。申請に際しては、両事業における相違などを十分整理した上で、構想を策定してください。	